食品安全委員会第764回会合議事録

- 1. 日時 令和元年11月19日(火) 14:00~14:40
- 2. 場所 大会議室

3. 議事

- (1) プリオン専門調査会における審議結果について
 - ・「フランス及びノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓」に関する審議結 果の報告と意見・情報の募集について
- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・動物用医薬品「チルジピロシン」に係る食品健康影響評価について
 - ・動物用医薬品「チルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤(ズプレボ40注射 液)」に係る食品健康影響評価について
 - ・遺伝子組換え食品等「LG-108株を利用して生産されたL-ロイシン」に係る食品 健康影響評価について
 - ・遺伝子組換え食品等「SCM2034株を利用して生産されたシアノコバラミン」に 係る食品健康影響評価について
 - 遺伝子組換え食品等「K12 KCCM11252P株およびK12 KCCM11340P株を利用して生産されたL-メチオニン」に係る食品健康影響評価について
- (3) 令和2年度食品安全モニター募集について
- (4) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田(緑)委員、香西委員、吉田(充)委員 (事務局)

小川事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、 筬島評価第二課長、渡辺情報・勧告広報課長、蛭田評価情報分析官、 入江評価調整官

5. 配付資料

資料1 プリオン専門調査会における審議結果について<フランス及びノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓>

資料2-1 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<

チルジピロシン>

- 資料2-2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について< チルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤 (ズプレボ40注射液) >
- 資料2-3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<LG-108株を利用して生産されたL-ロイシン>
- 資料2-4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<SCM2034株を利用して生産されたシアノコバラミン>
- 資料2-5 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<K12 KCCM11252P株およびK12 KCCM11340P株を利用して生産されたL-メチオニン>
- 資料3 令和2年度食品安全モニター募集要項(概要)

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第764回「食品安全委員会」会合を開催いたします。 本日は6名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会(第764回会合)議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は7点でございます。

資料1が「プリオン専門調査会における審議結果について」、資料2-1及び2-2がいずれも同じ資料名で「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料2-3から2-5までがいずれも同じ資料名で「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料3が「令和2年度食品安全モニター募集要項」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、平成30年7月2日の委員会資料の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよ ろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) プリオン専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「プリオン専門調査会における審議結果について」であります。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 それでは、概要について説明させていただきます。

資料1の8ページをお開きください。要約です。まず、最初のパラグラフですが、フランス及びノルウェーから輸入される牛肉等につきましては、当委員会の評価を踏まえ、現在、30か月齢以下の条件で輸入されております。食品安全委員会プリオン専門調査会は、厚生労働省からの諮問内容のうち、「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(30か月齢)を引き上げた場合のリスク」に係る食品健康影響評価を実施いたしました。

本評価は、本年1月に評価を行いました米国、カナダ及びアイルランドに係る評価と同じ諮問事項を対象としておりまして、次のパラグラフに示しています評価の考え方は、この1月のときの評価と同様のものとなっております。この評価の考え方に基づいた評価結果は3番目以降のパラグラフに記載しておりますとおり、フランス及びノルウェーのリスク管理措置の点検結果について、生体牛のリスクに係る措置が定型BSEの発生抑制に大きな効果を発揮し、今後も定型BSEが発生する可能性は極めて低いか、その発生頻度は現状以下で推移するものと推定され、食肉処理に関連したリスクに係る措置については適切に実施されていると判断されました。

9ページの2番目のパラグラフを御覧ください。結論といたしまして、諮問事項の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(30か月齢)を引き上げた場合のリスク」に関し、フランス及びノルウェーのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できるとの判断が示されました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○筬島評価第二課長 それでは、引き続き、資料1に基づきまして、補足の説明をさせて

いただきます。

資料1の1枚目をおめくり下さい。プリオン評価書、フランス及びノルウェーから輸入 される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価の案でございます。

2ページ目と3ページ目をお願いいたします。審議の経緯ということで、2ページ目にフランスについて、3ページ目にノルウェーについての記載がございます。まず、フランスについて御説明いたしますと、2011年12月19日に諮問がございまして、2012年10月22日に1回目の答申を行っております。この諮問につきましては2段階になっておりまして、この2段階目につきましては、2017年5月31日に、厚生労働省に対し評価に必要な補足資料の提出を依頼し、資料の提出がありましたことから、2019年8月、11月と、第116回及び第117回プリオン専門調査会での調査審議を経て、本日、御報告するものでございます。

3ページ目をお願いいたします。ノルウェーにつきましては、2015年2月に諮問がございまして、2015年4月21日に1度目の答申を行っております。2017年5月31日以降につきましては、フランスと同じでございます。

11ページ目をお願いいたします。ここは諮問事項でして、先ほど山本委員から御説明いただいた内容でございます。

12ページ目をお願いいたします。「II. 評価の考え方」でございます。ここも先ほど山本委員から御説明がございましたとおり、今回の評価は、本年1月の米国、カナダ及びアイルランドの評価と同様の考え方に基づいて行われています。この1月の評価における考え方は、「 \bigcirc 月齢条件の廃止に係る過去の評価(2019年1月評価)」のところにございます①と②、①の科学的知見を踏まえた検証と②のその前提となるリスク管理措置の点検についてでございます。この考え方を今回の評価に照らしました結果、今度はその上の評価の考え方のところですが、①については、1月評価における判断に影響を及ぼす新たな知見はありませんでしたので、②のリスク管理措置の点検を行うこととされました。

飛びまして、15ページ目をお願いいたします。ここに表 1 として点検表をお示ししております。どういう項目があるかを御紹介いたしますと、まず 1 として「生体牛のリスク」に係る措置、1 として侵入リスク、2 として国内安定性(国内対策有効性の評価)、3 としてサーベイランスによる検証、それから次のページをお願いいたします。16ページ目ですが、 Π 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置としまして、1 としてSRM除去、2 としてと畜処理の各プロセス、3 、その他について検証がございます。

点検結果につきましては、フランスにつきましては38ページに点検表として記載がございます。ノルウェーにつきましては41ページに点検表の記載がございます。ただ、これらの中身につきましては、食品健康影響評価において取りまとめておりますので、44ページの「IV. 食品健康影響評価」を御覧ください。

「2. リスク管理措置の点検」、(1)「生体牛のリスク」に係る措置でございます。 生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の侵入リスクについては、発生国からの輸入禁止措 置が講じられており、その後、リスクに応じて禁止措置が解除されています。国内安定性 については、全ての動物由来肉骨粉の全ての家畜への給与禁止措置及び交差汚染防止対策 が講じられています。国際的な基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の 有効性が確認されています。

フランスでは、2011年4月生まれの牛で定型BSEが認められていますが、本例については、疫学調査の結果から、飼料を発生原因としたものではないとされています。過去の飼料工場に対する立入検査の結果等からも、フランス国内の飼料チェーン全体にわたるリスク管理措置の実効性に問題があることを示す証拠はなく、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断されています。

ノルウェーに関しましても、措置については同様な記載となっており、また、ノルウェーでこれまでに確認されたBSEは全て非定型BSEとなっております。

次に、45ページ上段から(2)「食肉処理に関連したリスク」に係る措置です。フランスでは、SRM除去は、食肉へのSRMの汚染を防止する方法によって行われ、検査官が、現在SRMとして設定されている範囲が適切に除去されていることを確認しています。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、歩行困難牛等はフードチェーンから排除されています。また、ピッシング等の食肉へのSRMの汚染リスクが高い方法によると畜は禁止されています。MRM、機械的回収肉ですけれども、これについては製造が禁止されています。

以上から、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断されています。

これはノルウェーに関しても同様の記載となっております。

続いて、「3.月齢条件の見直しによるBSEの人への感染リスク」です。下から2行目ですけれども、以上に加えまして、牛と人との種間バリアの存在も踏まえると、食品安全委員会プリオン専門調査会は、フランス及びノルウェーから輸入される牛肉等の月齢条件を「条件無し」としたとしても、上記に示すリスク管理措置の適切な実施を前提とすれば、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvCJD発症の可能性は極めて低いと考える。なお、非定型BSEについては、2019年1月評価と同様に、定型BSEに対して実施されるものと同様の適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓(SRM以外)の摂取に由来する非定型BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いものと考えるというものでございます。

以上を踏まえての「4. 評価結果」につきましては、先ほど山本委員から御説明いただいたとおりです。

本件につきましては、よろしければ、明日から30日間、国民からの意見・情報の募集を 行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問等がございましたら、 お願いいたします。

特にございませんね。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をプリオン専門調査会に依頼することといたします。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、動物用医薬品 2 品目、チルジピロシン及びチルジピロシンを有効成分とする豚の 注射剤 (ズプレボ40注射液) に関する食品健康影響評価であります。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

〇筬島評価第二課長 それでは、お手元の資料 2-1 及び 2-2 に基づいて御説明いたします。

まず、資料2-1を御用意ください。

1枚おめくりください。動物用医薬品チルジピロシンの評価書の案でございます。

3ページをお願いいたします。審議の経緯です。本件は、9月17日の第757回「食品安全委員会」に御報告した後、その翌日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものです。

6ページをお願いいたします。「I. 評価対象動物用医薬品の概要」です。

用途は抗菌剤で、構造式を6. に示しています。

次のページをお願いいたします。「7. 開発の経緯等」でございます。チルジピロシンは16員環マクロライド系抗生物質であり、海外では牛または豚における細菌性肺炎の治療薬として製造販売が認められています。ヒト用医薬品としての販売はありません。

飛びまして、39ページをお願いいたします。「IV. 食品健康影響評価」です。各種動物を用いた経口投与での薬物動態試験の結果から、チルジピロシンは経口摂取後速やかに吸収され、血中濃度は数時間以内に最高値に達し、また、反復投与により顕著な蓄積が生じる可能性は低いと考えられました。ラットでは、イヌよりも薬物動態に関するパラメーターである C_{max} 及びAUCが低く、薬物動態において種差の存在が示唆されました。

3パラ目でございますが、残留試験では、チルジピロシンは筋肉内投与後、各組織内の 濃度は経時的に低下するものの、最長投与後32日間の試験期間中を通して、肝臓、腎臓等 において検出されました。

遺伝毒性試験では、in vitroでの復帰突然変異試験、遺伝子突然変異試験及び染色体異常試験並びにin vivoでの小核試験の全てにおいて陰性の結果だったことから、チルジピロシンには生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと考え、ADIを設定することは可能と判断しました。

チルジピロシンの発がん性試験は実施されていませんが、イヌ及びラットを用いた亜急性毒性試験並びにイヌを用いた55週間慢性毒性試験では腫瘍性の変化は見られず、遺伝毒性の懸念もないことから、本物質が適切に使用された場合において、食品を通じてヒトに対して発がん性を示す可能性は無視できる程度と考えました。

生殖発生毒性試験では、ラットにおける胎児への影響として、頸椎及び距骨の骨化遅延の発現の増加が見られましたが、これらは胎児体重の低値に起因する二次的変化と考え、催奇形性はないと判断しました。

その下、「1. 毒性学的ADIについて」の 3 パラ目、本物質の毒性学的ADIの設定根拠となる無毒性量等については、ラットを用いた亜急性毒性試験で見られた神経毒性を示唆する所見についても考慮した上で、イヌを用いた13週間亜急性毒性試験におけるLOAELである 6 mg/kg 体重/日を採用することとしました。

安全係数については、イヌを用いた13週間亜急性毒性試験のLOAELを判断した所見が器質的な変化を伴わない散発的なものであること、投与期間を延長しても作用が増強されないこと及びイヌを用いた55週間慢性毒性試験において、より高い $10 \, \mathrm{mg/kg}$ 体重/日でNOAELが得られていることを考慮し、追加の安全係数を $2 \, \mathrm{と}$ し、安全係数 $200 \, \mathrm{e}$ 適用し、チルジピロシンの毒性学的ADIは $0.03 \, \mathrm{mg/kg}$ 体重/日とすることが適当であると判断しました。

- 「2. 微生物学的ADIについて」でございますが、ここに示す式に基づき、0.28601~mg /kg 体重/日と算定しました。
- 「3. ADIの設定について」です。毒性学的ADIが微生物学的ADIより小さいことから、チルジピロシンのADIを毒性学的ADIの0.3~mg/kg 体重/日と設定しました。

最後から2ページ目となりますけれども、本件について、意見・情報の募集を行いましたところ、意見等はございませんでした。

また、最後のページになりますけれども、評価書案の文言について、誤記等がございま したので、よろしければこのように修正したいと考えております。

続きまして、資料2-2を御用意ください。1枚おめくりください。チルジピロシンを 有効成分とする豚の注射剤(ズプレボ40注射液)の評価書の案でございます。

本評価書案は、先ほど御説明しましたチルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤に関するものです。このため、2ページ目の審議の経緯中、食品安全委員会への報告以降の流れにつきましては、チルジピロシンと同じ記載となっております。

5ページ目をお願いいたします。「I. 評価対象動物用医薬品の概要」ですが、2. にありますように、本剤は豚の細菌性肺炎の治療を適応症としており、4. ですけれども、

主剤であるチルジピロシンのほか、添加剤等としまして、溶解剤、安定剤、pH調整剤及び溶剤が含まれています。

14ページをお願いいたします。「Ⅲ. 食品健康影響評価」です。

本製剤の主剤であるチルジピロシンは、先ほど御説明しましたとおり、ADIが0.03 mg/kg 体重/日と設定されています。本製剤に含まれる添加剤は、その使用状況及び既存の評価並びに本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として、対象動物に使用された場合におけるヒトへの健康影響は無視できる程度と考えました。

残留試験においては、投与32日後における最高残留濃度は、腎臓中における0.736 μ g /gでした。そのほか投与部位周辺筋肉、肝臓等においても比較的長期にわたり残留が見られることから、適切な休薬期間の設定について留意が必要と考えられました。

対象動物を用いた安全性試験及び臨床試験において、本製剤の投与に起因する影響として特に問題となる所見は見られませんでした。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康 に影響を与える可能性は無視できる程度と考えました。

なお、本製剤の使用に当たっては、チルジピロシンがマクロライド系抗生物質であることから、薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価の結果に留意する必要があるとしています。 最後のページをお願いいたします。本件につきまして、意見・情報の募集を行いました ところ、意見等はございませんでした。

以上2件につきまして、差し支えなければ、専門調査会の結論をもって関係機関に通知したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。よろしいですね。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちチルジピロシンの許容一日摂取量を0.03 mg/kg 体重/日と設定する。

チルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤 (ズプレボ40注射液) が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、遺伝子組換え食品等3品目に関する食品健康影響評価でありまして、本件

については、専門調査会における審議及び意見・情報の募集の手続が終了しております。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

〇蛭田評価情報分析官 それでは、お手元の資料 2-3 から 2-5 までに基づきまして、御説明いたします。

まず、資料 2-3 を御覧ください。 1 枚めくっていただきまして、LG-108株を利用して生産されたL-ロイシンでございます。

評価書の表紙をめくっていただきまして、1ページ、審議の経緯でございます。本添加物につきましては、本年10月1日の食品安全委員会におきまして、専門調査会での審議結果について報告し、御審議をいただいております。翌日から10月31日まで、国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

概要でございますが、3ページを御覧ください。本添加物は、Escherichia coli KY8227株を宿主といたしまして、L-ロイシンの生合成に関与する遺伝子の導入等を行って作製したLG-108株を用いて生産されたものでございます。

食品健康影響評価は3ページの中段にございます。本添加物につきましては、製造工程において使用微生物及び副生成物が除去されております。高度に精製されており、食品添加物公定書の含量規格を満たしております。

また、本添加物の非有効成分につきましては、従来品と比較して安全性上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ有害性が示唆される新たな非有効成分は含有していないとされております。

これらから、本添加物につきましては、ここに記載されております安全性評価の考え方に基づきまして安全性が確認されたと判断されております。

意見・情報の募集結果につきましては、最終ページに記載してございます。期間中に1 件の御意見がございました。

御意見の内容といたしましては、今回のL-ロイシンは幅広く食品に含まれており、通常の食生活では不足することのないアミノ酸。わざわざ遺伝子組換え添加物を使う必要があるのか。リスクを否定できない物質を認める前に、きちんとした食習慣に戻すようにすべきというものでございます。

専門調査会の回答でございますが、1つ目のパラといたしまして、食品安全委員会は、 国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、科学的知見に基づいて中立 公正に食品健康影響評価を行っているということ。

2つ目のパラでございますけれども、本添加物は、ここに記載の安全性評価の考え方に 基づきまして安全性が確認されたと判断されたこと。

最後のパラでございますが、遺伝子組換え食品の承認に関する御意見につきましては、 リスク管理機関である厚生労働省へお伝えするということ。以上のようなものとなってお ります。 1件の意見・情報が寄せられましたが、本件につきましては、専門調査会の結論を変更 することなく、関係機関に通知したいと考えております。

2件目でございますが、資料 2-4 を御覧ください。SCM2034株を利用して生産されたシアノコバラミンでございます。

評価書の表紙をめくっていただいて、1ページ、審議の経緯でございます。先ほどの資料 2-3 のL-ロイシンと同様の経緯となっております。

概要でございますが、3ページを御覧ください。本添加物は、 $Agrobacterium\ radiobacter$ SC45株を宿主として、シアノコバラミン生合成に関与する遺伝子の導入を行って作製した SCM2034株を用いて生産されたものでございます。

食品健康影響評価は3ページの中段でございます。本添加物につきましては、製造工程において使用微生物及び副生成物が除去され、高度に精製されております。食品添加物公定書の含量規格を満たしております。

また、本添加物の非有効成分につきましては、従来品と比較して安全性上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分は含有していないとされております。

これらのことから、本添加物につきましては、ここに記載されております安全性評価の 考え方に基づきまして、安全性が確認されたと判断されております。

意見・情報の募集結果につきましては、最後のページに記載をしております。期間中に 1件の御意見がございました。

御意見の内容といたしましては、現在の知見では有害性が分からない、あるいは安易な 推測に基づき安全性が確認されたと判断したのは国民の健康をないがしろにしている。原 則、遺伝子組換え物質は禁止すべきというものでございます。

専門調査会の回答といたしましては、1つ目のパラでございますけれども、食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、科学的知見に基づき中立公正に食品健康影響評価を行っているということ。2つ目のパラでございますが、ここに記載の安全性評価の考え方に基づいて、安全性が確認されたと判断されたこと。最後のパラでございますけれども、遺伝子組換え食品の承認に関する御意見につきましては、リスク管理機関である厚生労働省へお伝えするということ。以上のようなものとなっております。

1件の御意見・情報が寄せられましたが、本件につきましては、専門調査会の結論を変 更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

最後でございますが、資料 2-5 を御覧ください。K12 KCCM11252P株およびK12 KCCM11340P株を利用して生産されたL-メチオニンでございます。

評価書の表紙をめくっていただいて、1ページ、審議の経緯でございます。こちらは先ほどの資料 2-3 のL-ロイシン、資料 2-4 のシアノコバラミンと同様の経緯となっております。

概要でございますが、3ページを御覧ください。本飼料添加物は、 $Escherichia\ coli\ K-12$ 株を宿主といたしまして、L-メチオニン前駆体の生合成に関与する遺伝子の導入等を行って作製しました $K12\ KCCM11252P$ 株と $Escherichia\ coli\ K-12$ 株を宿主といたしまして、L-メチオニンへの変換酵素をコードする遺伝子を導入して作製した $K12\ KCCM11340P$ 株を用いて生産されたものでございます。

食品健康影響評価は3ページの中段でございますけれども、本飼料添加物につきましては、製造工程において使用微生物及び副生成物が除去され、高度に精製されております。また、飼料添加物の成分規格収載書のDL-メチオニンの成分規格を準用したL-メチオニンの成分規格案を満たしております。さらに、本飼料添加物の非有効成分につきましては、従来品と比較して安全性上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ有害性が示唆される新たな非有効成分は含有していないとされております。

これらのことから、ここに記載の安全性評価の考え方に基づき評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないと判断されているものでございます。

「なお」以下でございますけれども、食品安全委員会は、本年1月にL-メチオニンに関する評価結果を農林水産大臣に通知しており、本飼料添加物の取り扱いにつきましては、この結果も踏まえる必要があるとしているところでございます。

意見・情報の募集結果につきましては、最後のページにございます。期間中に1件の御 意見がございました。

御意見の内容といたしましては、短期で影響が出ないだろうから、有害性は知られていないから安全と評価している。遺伝子組換え物質の承認数で断トツの世界一であるが、トップにならなくていい。早くゼロにしていただきたい。きちんとした食生活をしていれば不足することのないアミノ酸であって、わざわざ遺伝子組換え添加物を使う必要があるのかということでございます。

専門調査会の回答でございますけれども、1つ目のパラでございますが、食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、科学的知見に基づいて中立公正に食品健康影響評価を行っているということ。2つ目のパラといたしましては、本飼料添加物については、ここに記載している安全性評価の考え方に基づき安全性が確認されたと判断されたこと。最後のパラでございますが、遺伝子組換え食品の承認に関する御意見については、リスク管理機関である厚生労働省へお伝えするというものでございます。

1件の意見・情報が寄せられておりますけれども、本件につきましては、専門調査会の 結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちLG-108株を利用して生産されたL-ロイシンについては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断し、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断した。

SCM2034株を利用して生産されたシアノコバラミンについては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断し、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断した。

K12 KCCM11252P株およびK12 KCCM11340P株を利用して生産されたL-メチオニンについては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全性は問題ないものと判断し、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断したということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(3) 令和2年度食品安全モニター募集について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「令和2年度食品安全モニター募集について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○渡辺情報・勧告広報課長 それでは、資料3に従いまして、「令和2年度 食品安全モニター募集要項」について御説明させていただきます。

食品安全モニターは例年募集しておりますけれども、資料3の一番下に書かれておりますとおり、任期が1年間、活動状況に応じて最長5年まで延長可としております。5年の任期を終えられる方、それから延長はしないという方がいらっしゃいますので、毎年度一

定数の募集を行っているところでございます。

枠内に示しておりますポイントとしまして3点ございます。食品安全モニターを募集していること、食品安全モニター制度の目的、食品安全モニターとなった方へのメリット措置を示しております。

その下、応募資格等を書いてあるところがございますが、応募資格としては4点挙げてございます。アとして、国内に居住する20歳以上の方。イとして、御自身の電子メールアドレスをお持ちの方で、インターネット接続されたパソコンをお持ちの方。これは事務局とメールのやりとりやeラーニングの受講等を行っていただくためです。ウとしまして、食品安全委員会が行うリスク評価を理解するための知識をお持ちの方ということで、具体的に次の4点のいずれかを満たしている方ということで、[1]大学等で食品に関する学科等に在籍または卒業した方、[2]管理栄養士等食品に関する資格をお持ちの方、[3]食品安全に関する業務に現在従事しているあるいはしていた方、[4]過去に常勤公務員として食品安全に関する行政に従事していた者のいずれかに該当されている方ということで要件としております。エとしまして、令和2年4月1日時点で、国や地方の議会議員、食品の安全に関する行政に現在従事している常勤の国・地方の公務員いずれにも該当していないということを要件としております。

2. としまして、募集人数は120名程度を考えております。任期は先ほど申し上げました 1年間で、最長5年までの延長ができることとしております。

応募方法は、食品安全委員会のホームページから応募フォームにより御応募いただくこととしております。応募理由につきまして、「これまでの経験における食品安全とのつながり」ということで、900字程度記述いただくこととしております。

応募締め切りにつきましては、この内容で御了解を得られれば、明日から2カ月間、令和2年1月17日金曜日の午後5時までと考えております。

5番目の選考、6番目の結果の通知、7番目のその他については、こちらに記載しているとおりでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御質問等がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、事務局は、令和2年度の食品安全モニターの募集手続を開始してください。

(4) その他

○佐藤委員長 ほかに議事はありませんか。

- ○矢田総務課長 ございません。
- ○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週11月26日火曜日14時から開催を予定しております。

また、21日木曜日14時45分から「新開発食品専門調査会」が公開で、15時15分からは非 公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、第764回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。 どうもありがとうございました。